

## ごみ出しのルールを守りましょう

家庭ごみの出し方は、指定された「家庭ごみ」や「プラスチック資源」のごみ袋に入れて、所定の収集場所、所定の時間帯に出すことになっています。指定された袋以外のものは、市では収集しません。

粗大ゴミは「粗大ごみ受付センター」に申し込んで個別に処理してください。もしくは、収集可の物で大の袋でも入らない場合は切断するなどして、分割して指定された袋に入れて出すなどしてください。

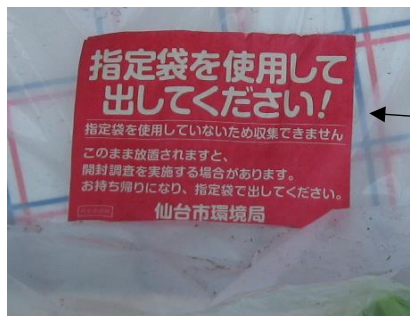
詳しくは、市の「資源とごみの分け方・出し方」参照。



プラスチック資源収集後の夕方の違反状況



当日はプラスチック資源の回収日  
それぞれ指定日・時に合わせる



ルール違反は収集者が、修正内容のシールを貼っていきま



市が指定した袋でないものに入れて出しています 3袋

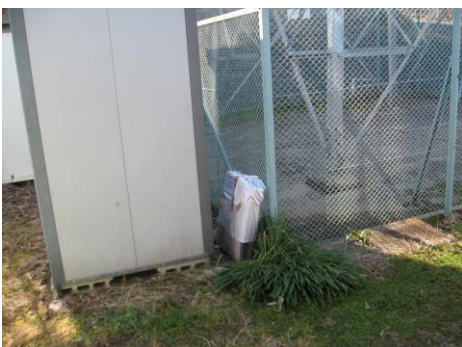
## 不法投棄はやめましょう

不法投棄とは、廃棄物処理法に違反し、決められた場所以外にごみを捨てることを指し、犯罪となります。ごみは決められた日時と場所に出しておけば自治体によって適切に回収・処理されます。一方、不法投棄を行えば、ごみが放置されることで美観が損なわれるほか、衛生面の問題や環境汚染、健康問題につながり、地域住民ないし自治体に負担をかけてしまいます。そのため、法律によって規制されているのです。

個人が一般的なごみや廃棄物を不法に捨てる場合、「廃棄物処理法 第25条 第1項第14号」に基づいて罰せられます。5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金、またはその両方が科されます。

(弁護士 JP の HP 記事より)

当町内でも下の写真のような不法投棄された物が散見されます。見つからなければいいなどの安易な考えで不法投棄するのはやめましょう。上記のごみ出しのルール違反も一部不法投棄に該当します。注意を！



ビニールの袋でカバーまでしている電気製品のような

